

保守サービス条項

第1条 (目的)

乙は、本契約に従い機器及び藤原事務所製ソフトウェア（以下ソフトという）の機能が良好に保持されるよう保守サービスを行い、甲はこの対価として乙に保守サービス料金を支払うものとする。

第2条 (保守サービス対象機器・ソフト、設置場所及び保守サービス料金)

保守サービスの対象となる機器・機器に導入されたソフト及び年間保守サービス料金は、表面の契約明細表（以下明細表という）に定める通りとする。

第3条 (保守サービスの委託)

乙は本契約に基づく保守サービス及び保守サービス料金の請求・受入れ業務を保守サービス実施店（以下サービス実施店という）に委託することができるものとする。

第4条 (保守サービスの内容)

保守サービスの内容は次の通りとする。

- ① 定期点検および使用状況の確認
表面に定める回数の定期点検および使用状況の確認を実施します。
- ② 修理
機器が故障した場合、甲からの連絡に基づき、速やかに故障箇所の修理を行います。
- ③ 機器・ソフトの消耗品代金、特定部品代金及び明細表記載の「部品代金」の項目で「含まれない」を選択した場合の当該部品代金については、甲の実費負担とします。
- ④ ソフト及びソフトで入力生成されたデータの異常やトラブルが発生した場合、甲からの連絡に基づき、速やかに故障箇所を特定しその対策を実施します。ただし、ソフト導入後に甲にて記憶装置（ディスク等）に記憶されたデータの異常復旧修理は、乙またはサービス実施店が技術的または時間的に不可能と判断した場合、修理を実施しない場合があります。
- ⑤ ソフトの移設または再導入時のパスワードの発行
ソフトの他の機器への移設や機器の初期化などやむを得ない事情でソフトの再導入が必要な場合、パスワードの再発行が必要となります。保守契約期間中の1回を無料で発行します。
- ⑥ 保守サービスの実施は全て乙またはサービス実施店の営業時間内に限るものとし、甲のやむを得ない事情により時間外に実施した場合、甲は所定の料金を別途負担するものとし、
- ⑦ サービス実施店へのサービスの依頼は、全て表面に記載する甲の担当者が行うものとし、
- ⑧ サービス実施担当者
乙またはサービス実施店が行う保守サービスの実施は、乙またはサービス実施店の不特定の担当者が行うものとし、甲の希望により特定の担当者による保守サービスの実施を行う場合は、甲は所定の料金を別途負担するものとし、

第5条 (保守サービスの実施形態)

乙またはサービス実施店が行う前条の保守サービスの実施形態は、明細表記載の通りとします。
その内容は次の通りとします。

- ① 持込保守
乙またはサービス実施店は甲より持込まれた機器またはソフトに対して保守サービスを実施します。ただし、甲の希望により出張保守を実施した場合は、甲は所定の訪問料金を別途負担するものとし、
- ② 訪問保守
乙またはサービス実施店が、甲に向いて保守サービスを実施します。ただし、明細表記載欄の「出張料金」の項目で「含まれない」を選択した場合の出張料金については、甲は所定の料金を別途負担するものとし、
- ③ リモート保守
乙またはサービス実施店が、通信回線によるリモートで保守サービスを実施します。

第6条 (適用除外)

次に定める事項は、第4条に定める保守サービスの適用除外とします。

- ① 取り扱い上のはなはだしい不注意、誤用による故障及び損傷の修理。

- ② 天災、水害、その他不可抗力による故障及び損傷の修理。
- ③ 乙またはサービス実施店以外の者による修理、改造に起因する故障及び損傷の修理。
- ④ 乙指定品以外の部品、付属品、消耗品の使用に起因する故障及び損傷の修理。
- ⑤ 他社のソフトウェアの異常および、他社のソフトウェアに起因する故障、損傷及び記録されたデータの異常復旧修理。
- ⑥ ソフトの移設及び再導入又は機器の移動及び撤去。
- ⑦ 甲の要求に基づく機器またはソフトの改造。
- ⑧ 機器のオーバーホール。
- ⑨ コンピュータウイルス、電氣的ノイズ、公衆回線障害、その他外的要因で生じた故障及び損傷の修理。
- ⑩ 導入後に甲にて記憶装置（ディスク等）上に記録されたデータの復旧保証。
- ⑪ 音・振動など運用上支障をきたさない現象。
- ⑫ 前項の定めにかかわらず、甲の希望により乙またはサービス実施店がその修理、点検及び調整等を行った場合、甲は所定の料金を負担するものとします。

第7条 (機器またはソフトの移動)

甲は機器またはソフトを表面記載の設置場所以外に移動して使用する場合には、予めその旨を乙に連絡するものとします。

第8条 (保守サービス料金)

契約更新時に保守サービス料金を変更する場合があります。変更する場合、乙またはサービス実施店が契約期間満了の日までに甲に書面により提示するものとします。

第9条 (保守サービス料金の支払方法)

支払方法は下記の通りとし、乙またはサービス実施店の指定する預金口座へ振り込むものとし、

- ① 一括支払
甲は、明細表記載の保守サービス料金の金額を、乙またはサービス実施店からの請求後 1ヶ月以内に振り込みにて乙またはサービス実施店に支払うものとし、請求の時期は本契約発行日より1ヶ月以内とし、以後契約を更新する場合も同様となります。
- ② 分割支払
甲は、乙またはサービス実施店からの請求額（明細表記載の保守サービス料金を分割支払回数で割った額）をその都度振り込みにて支払うものとし、請求する月は分割回数により、乙またはサービス実施店が定めるものとし、

第10条 (契約期間)

本契約の有効期間は明細表記載の通りとし、期間満了の日までに甲乙いづれかより書面による別段の意思表示がない限り、同一条件で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、明細表記載の設置日より6年目以降については、更新できない場合があります。

第11条 (定期点検の繰上実施)

乙またはサービス実施店は第4条に定める修理を行う際に、定期点検も併せて実施することができるものとし、

第12条 (使用状況の確認の実施)

乙またはサービス実施店は修理を行う際に、第4条に定める使用状況の確認も併せて実施することができるものとし、

第13条 (契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約の条項の一にでも違反した場合、相手方に対し何らの催告もなく本契約を解除できるものとし、

第14条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、サービス実施店の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とします。

第15条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上決定するものとする。